

〈研究ノート〉

米軍統治下沖縄の裁判移送問題の経緯に関する再検討

—現地紙の報道などから浮かび上がるもの—

相馬 清貴*

Kiyotaka SOMA

はじめに

サンフランシスコ平和（講和）条約が1952年4月28日に発効した以後、日本本土は改めて独立国としての地位を回復したが、沖縄は、領土の最終処分権は日本に属するものの、施政権は米国が持つとされ、米国による統治が継続することとなった。そして、同条約発効の5年後、「琉球列島の管理に関する行政命令」という名の「大統領行政命令10713号」¹⁾(以下「行政命令」という。)が発令され、高等弁務官制が導入された。この発令日である1957年6月5日から米軍統治が終了する1972年5月14日までが沖縄における「高等弁務官時代」と称されるものである。

日本国憲法の適用が排除されたこの高等弁務官時代の沖縄では、日本本土とは全く異なる特殊な法空間であることに起因する、本土では考えられないような法的紛争・事件が発生する。その1つが「サンマ裁判」及び「友利裁判」の名で知られる二つの裁判の米国民政府民事裁判所（以下「米国民政府民事裁判所」という。）への移送問題、いわゆる裁判移送問題であった。

本稿では、この裁判移送問題の推移について、現地紙の当時の報道内容を基本としつつ、これに随時各種資料を重ね合わせながら、今に

至るまで十分に解明されてこなかったと考えられるいくつかの局面における問題について改めて検討する。なお、既存の資料ではその解明に限界がある部分については、筆者の推論が多く含まれることを予めお断りしておきたい。

1. 裁判移送問題とは

裁判移送問題については既に多くの論考があり、その経緯について詳細にまとめたものも少なくない。以下、本稿の理解に必要な限りにおいて、そのような先行研究²⁾に全面的によりながら、裁判移送問題について、まず大まかなスケッチをしておきたい。

裁判移送の対象となったのは、琉球政府裁判所の上訴審である上訴審裁判所に係属していた、いわゆるサンマ裁判及び友利裁判である。

前者のサンマ裁判は、第一サンマ事件のそれと第二サンマ事件のそれに分かれるが、問題となったのは第二サンマ事件である。原告は琉球漁業株式会社であり、原告の主張は、課税物品表に記載のないサンマ、マグロ等の大衆魚について、琉球政府の指導に従って納税したが、その結果、二万四千ドルの過誤納となったとして、その返還を求めたものであった。原告は、課税物品表を掲げる物品税法（1952年立法第

*長崎県立大学地域創造学部教授

43号)を改正した1958年布令第17号を更に改正した布令(改正第3号)は、法の下での平等、法律不遡及の原則に反し、行政命令に規定する「高等弁務官は、…法の手続きによらない不当な捜索並びに押収及び生命、自由又は財産の剥奪からの保障を含む基本的自由を保障しなければならない」(第12節)に違反すると主張した。

この事件の被告は琉球政府であり、その主張は、課税物品表になくとも、原告主張の物品は例示的に記載された魚介類から類推して課税品目に該当すること、法の定める手続があれば遡及的に課税を有効としても不当ではないこと、そして三権の最高権限を持つ弁務官の発した布告布令の効力を審査する権限は琉球政府裁判所にはない、等であった。

一審である中央巡回裁判所は、琉球政府の主張する類推適用を認めず制限列举説を取り、また改正第3号は違法無効な徴税を遡って合法化するものであって行政命令第12節に違反すること、更に琉球政府裁判所にも行政命令に抵触する下位規範の効力を否定する権限があるとして、原告勝訴の判決を下したが、これに対し被告である琉球政府が上訴裁判所³に上告していたものであった。

後者の友利裁判は、1965年に行われた琉球立法院議員選挙で、立候補した友利隆彪が、中央選管から布令第68号「琉球政府章典」に規定する欠格事由、即ち「重罪に処せられ、または破廉恥罪にかかる罪に処せられた者」に該当するとして選挙では最高得票を得るなどしていたものの失格とされたことに関する事件である。友利は1963年の立法院議員選挙の際、立法院議員選挙法第182条所定の選挙の自由妨害罪で50ドルの罰金に処せられており、その事実が「重罪に処せられ」た者に当たるとされた。友利は、中央選挙管理委員会(以下「中央選管」という。)

に異議申立てをして棄却され、中央巡回裁判所に提訴した。原告である友利の主張は、重罪の定義は琉球政府章典(以下「章典」という。)において示されておらず、またそれが1年以上の自由刑に当たるとしても、現実に科せられた刑により判断すべきであること、また、章典の規定は行政命令の基本精神に反して効力を失い、当然章典から削除されるべきところ、形式的に存在しているにすぎず、1956年の立法院議員選挙法では、このような欠格条項が全面廃止されており、章典の規定は実効性を失っている、等であった。

一方、被告側の主張は、重罪とは法定刑のことを指すのが確立された原則であり、原告の犯罪は章典にいう欠格事由に当たること、また布令と民法の効力については布令が優先することも確立された原則である、等であった。

中央巡回裁判所は、重罪の意義は法定刑であることが米国の多数の州の取る基準であること、そして章典における重罪の定義も法定刑であること、一方で章典は、行政命令の規定に反し、違法無効であって、仮に無効でないとしても民法である立法院議員選挙法が優先すべきであること等を判示し、原告勝訴の判決を下した。これに対し被告である中央選管が上訴裁判所に上告していたものであった。

事件のあらましは以上の通りであるが、高等弁務官は、この二つの事件について、民政府民事裁判所に移送するよう命令を下した。移送の理由は「琉球政府裁判所が民政府の発した布令の効力を審査しこれを無効とすることは米国の安全・財産・利益に影響を及ぼす」というものであった。

移送が持ち上がった1966年当時、住民側による長年にわたる自治権拡大の強い要求の1つの結果として、3月には立法院による最初の主席

選挙が行われるなど、住民自治の一定の前進が見られていた。1964年に着任したワトソン高等弁務官も池田勇人首相との会談で「沖縄住民の心をつかむことが大切」などと発言しており⁴、前任者のキャラウエイと違い「柔軟政策」の方針を取っていると見られていた。したがって、総じてそれまで沖縄の人々から比較的好意をもって迎えられていたワトソンがこのような強権的な命令を下したことに、沖縄の世論は強く反応した。移送命令が報道されると世論は沸騰し、この命令に従った琉球政府上訴裁判所に非難が集まる一方、米国民政府（以下「民政府」という。）に対しても、「自己の統治目的に利用する、きわめて不当な措置である」（「沖縄大百科辞典」中「裁判移送問題」）として強い抗議が集まることとなった。「沖縄の全裁判官による異例の命令撤回要請、立法院の抗議と撤回要求決議などのほか、各市町村議会、各種二十数団体により結成された＜裁判移送撤回共闘会議＞主催の裁判移送撤回要求県民大会に数万の住民が参加」（同上）するなど、沖縄は、1950年代の軍用地接収の際に発生した「島ぐるみ運動」の再来ともいえる様相を帯びることになったのである。「しかし、高等弁務官は命令を撤回せず、移送後の民政府民事裁判所では＜琉球政府裁判所の布令審査権を認め＞」（同上）ることとなり、その意味では、沖縄側は形の上では「勝利」を収める形となった。しかし、別稿で改めて分析する予定であるが、宮里政玄のいうようにこの判決は「政治的」⁵と評するしかないものであった。

2. 米軍統治下沖縄の法制度のあらまし

次に、本問題を理解するための基本的な補助線として、米軍統治下沖縄の法制度について、

これも先行研究を引用する形で概観しておきたい。先述したように沖縄戦終了後に開始された沖縄の米軍統治はいくつかの時代に分けられるのが通常であるが、言うまでもなく、法制度もそのような時代の移り変わりに応じて変遷してきた。

しかし、この法制度について大きく時代を区分するなら、沖縄戦終了後からサンフランシスコ講和条約発効までの軍政期の法制度と、同条約発効後の民政府時代のそれとに分けることが適切であろう。本節では、このうち、本稿のテーマに直接関係ある後者に限って簡潔にそのあらましを示す。

1951年9月8日に第二次世界大戦開始以来の戦争状態を終結させるために、日本政府が米国、英国など48ヶ国と締結したサンフランシスコ平和条約によって、日本は占領状態を脱し、独立国としての主権を回復することになったが、同条約第3条において「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」とされ、沖縄は小笠原諸島などと並び、米国の統治下に置かれることとなった。しかし、一方で、この第3条は、「沖縄をとにかく米国の統治下におくことを定めただけで、その法的地位を明らかにしなかった」⁶ものともいえる。この条項が成立したいきさつはさておき、結果として、ここに「沖縄は日本の領土でその住民

は日本国民であるが、日本の法律は適用されず、米国の統治下にあるが、米国の領土ではないし、住民は米国国民でないから米国の法律も当然に適用されず、信託統治地域や租借地でもないから、それらの地域に関する規定も直接には適用されず、そうかといって、沖縄は独立国でもないから琉球政府の立法院で独立した国家主権に基づく憲法のような基本法を制定することは、できないという奇妙な地位におかれた⁷状況が現出したのである。

とはいえ、もちろん沖縄が法というものが全く適用されない地域であったわけではない。沖縄には「法令制定権者が二者」存在した。「一人は、「高等弁務官」であり、「他の一方は琉球政府の立法院」であった⁸。そして、両者を規律する最上位の法が前記の「行政命令」であり、「高等弁務官は、この命令に基づく使命を達成するため、必要と認めるときは、第2節の規定に従い、法令を公布することができる」（第11節）とされ、高等弁務官は布令、布告及び命令を発した。一方で、琉球政府の立法院は、「対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ、立法権を行使することができる」（第7節）とされたが、高等弁務官には立法院の立法案に対する拒否権が担保されていた（第9節）。

また、司法権に関しては、「琉球政府は、民事及び刑事の第一審及び上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない」（第10節 a 項）とされ、「上訴裁判所」、「巡回裁判所」、「治安裁判所」が置かれたが、刑事裁判権は「合衆国軍隊の構成員又は軍属」等には及ばず（第10節 a 項（2））、また、民事裁判件についても、「高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件又は紛争」については、「最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟

手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる」（第10節 b 項（1））とされた。そして民政府には民政府刑事裁判所、民政府民事裁判所及び民政府上訴審裁判所が置かれた。このように、形としては、並立する法制であったが、琉球政府の立法権及び司法権はあくまで「軍事的必要の許す範囲内において」（「琉球列島米国民政府に関する指令」B（1））、認められるようなものであり、高等弁務官は、「琉球政府の頭上に君臨」⁹する権限を行使できたのである。

3. 高等弁務官は「帝王」か

大田昌秀は、高等弁務官について、「現地における最高の施政権者として、帝王もかくや、と思われるほどの絶大な権力を揮った」¹⁰とするが、とはいえ、行政命令には、「合衆国議会が、琉球政府に関して、法律により別段の定めをしない限り、対日平和条約第三条によって合衆国に与えられたすべての行政、立法及び司法上の権力は、この命令に従って行使されなければならない」（第1節）、とされ、また「前述の権力は、合衆国大統領の指揮監督に従って国防長官が行使する」（第2節）とされており、その上で、「国防長官の管轄の下に、琉球列島民政府をおき、その長を琉球列島高等弁務官（以下「高等弁務官」という。）と呼称する」（第4節）」と規定されていた。したがって、制度上は、高等弁務官が米本国政府から全く独立してその権限を行使したわけではなく、ある意味では、高等弁務官も国防長官の下僚に過ぎなかったともいえる。

高等弁務官は、「国防長官が國務長官に諮り、大統領の承認を得て合衆国軍隊の現役軍人の中から選任」（第4節）されることになっており、

行政命令の規定上では、陸軍、海軍、空軍などいずれの軍の現役軍人から選ばれることもあり得たが、15年に及ぶ高等弁務官の統治の時代に順次着任した6人の高等弁務官は全て米陸軍の軍人であった。

なお、行政命令には「国務長官は、琉球列島に関する外国及び国際機構との交渉について責任を負う」（第3節）とあり、対外関係は、国務省やその下にある在日米国大使館の管轄であった。

4. 上訴裁判所の9日間

さて、上記のいわゆる友利裁判及びサンマ裁判について民政府から裁判移送の命令が出たことについて沖縄社会が知ることになったのは、1966年6月16日のことであった。現地紙の1つである琉球新報（夕刊）は、「29区選挙訴訟民政府裁判所に移す 上訴裁が友利側に通告」との見出しで、次のように報じた。

琉球上訴裁では、16日午後二時中央選挙管理委員会と第二十九区から立候補した友利隆彪氏（社大）の間で争われている「当選無効事件」を琉球列島民政府裁判所に移送すると、訴訟代理人の安里積千代弁護士に移送決定書を送ってきた。

同決定書によると、「当事者間で争われている当選無効事件につき六六年六月七日高等弁務官から改正大統領行政命令第一〇七一三号、第十節 A 第一項、B 一項にもとづく移送命令があったので、当裁判所は次のとおり決定する」

本件琉球列島米国民政府裁判所に移送する（六月十六日）

これにより同裁判は琉球政府裁判所から民

政府裁判所に移されて争われることになったが、この選挙訴訟は中央巡裁で友利氏が勝訴これを不服として被告の中央選管が上告していた。この二十八日には上訴裁で判決のいい渡しが行われる予定だった。

同日14時の移送決定書の到達であり、ぎりぎりのタイミングであったからか、夕刊に出た記事は、事実のみを簡単に報じるにとどまっているが、サンマ裁判も併せて移送されることがほとんどなく明らかとなり、翌日からは、関係記事が現地紙2紙の1面ほかに毎日のように躍ることとなる。

さて、注目されるのは、この16日の決定通知に先立つ高等弁務官の移送命令が上記記事にあるように9日前の6月7日に行われたことである。即ち、高等弁務官による移送命令が出てから、琉球政府裁判所における終審の裁判所である上訴裁判所は、9日間もこの命令を外に出さずに「抱えていた」ことになる。このことは何を意味するのだろうか。

上述したように、高等弁務官の命令は、直接には大統領行政命令の第10節b項（1）に基づくものであり、この条項は、米国民政府の裁判所について、「高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、改めて審理することができる」と規定するものである。この命令は一方的なものであって、琉球政府裁判所の異議

が制度上は認められないものであった。したがって、上訴裁判所がこの命令を受けてから、それを表に出さずに、9日間も内部でとどめておいたことは奇異に映る。このことは、当時の沖縄でも同様に見る見方があったようで、沖縄タイムス同年6月19日第2面の「裁判移送問題本紙記者座談会」では、記者Aが、「まず、こんどの事件で、ふしぎでならないのは、上訴裁が移送命令を受けてから十日間も秘密にしていたことだ。なぜこういうことをしたのだろうか」と疑問を提示しており、記者Eが「首席判事の話によると、上訴裁としては、命令を受けたときこれは社会的に大きな反響を呼ぶ問題として、まず命令を撤回するため米民政府との折衝に時間をかけたといっている」と上訴裁判所の言い分を伝えている。一方で、同月20日には、民政府のワーナー民政官¹¹が上訴裁判所から直接撤回要請を受けたことはないと言明し、これを受け、翌日、仲松恵爽上訴裁判所首席判事も撤回要請は琉球政府経由で行ったものであるとして、直接には民政府リックス法務局長に対して1回だけ撤回要請を行ったものと事実上これまでの説明の修正を行っている¹²。

なぜ上訴裁判所が9日間（10日間）も移送命令を公にせずに「抱えて」いたのか、そしてその間、上訴裁判所と民政府との間でどのようなやり取りが実際にあったのかについては、現在に至るまで不明である。

そして、先述の記者座談会中の記者Sの発言にあるが、上訴裁判所は、この移送命令に先立ち、サンマ裁判の判決期日を2回延期していることが明らかになっており、このことがこの移送と関連があるのかについても、未だよく分かっていない。

上述の記者座談会では様々な憶測も語られているが、筆者は、民政府が判決内容を事前に察

知したか、事前に上訴裁判所が民政府の求めに応じて判決内容の見通しを非公式に伝えたことにより、民政府側が判決内容を変更するよう上訴裁判所に圧力をかけたかと推測する。そして、判決内容がもし民政府の意に添わないものであるならば、高等弁務官の移送命令を出すことも辞さないと伝える形でいわば「脅し」をかけたものではないかと考える（言い換えるなら、9日の移送命令は、もし上訴裁判所が判決内容を見直すなら取り消すこともあり得ると伝えられたものではないだろうか）。

では、もし、そのような推測が正しいとしたら、なぜ上訴裁判所がそのような民政府側の圧力を直ちに公にし、当時の沖縄の世論に訴える形で民政府側と対決する途を選ばなかったのか。もちろん、属人的な理由も考えられようが、他にその理由として大きく2つのことが推測される。

1つは、司法の独立という近代社会では自明の原理が、日本国憲法が施行されていない当時の沖縄においても広く共有されていたということであり、司法がその外部から圧力を受けたという事実そのものが、司法、即ち琉球政府裁判所に対する沖縄の人々からの信頼を掘り崩す危険があると上訴裁判所に認識されていたのではないかということである。

そして2つは、1つめとも関連するが、本件の前までに民政府からの圧力が存在した事案があり、上訴裁判所がその圧力に屈したことがあったため、この問題をきっかけとしてそのような事実が明らかとなる恐れを抱いたのではないかということである。これは必ずしも完全な推測というわけではない。中央巡回裁判所などで裁判官を務めた兼島方信は、その著書において「米国は司法尊重の国とみえて、琉球民（筆者注：琉球政府）裁判所の裁判について干渉がま

しい処置に出たことがなかったが」¹³と前置きしつつ、「この移送命令については、**私の知る限りでは**（筆者注：太字強調は筆者）これまでに米民政府から琉球政府裁判所の裁判について、干渉がましいことのなかったことから、晴天のへきれきの思いで法曹会の人々だけでなく全住民の大半とっていいほどの人々の関心をひいた重大事件であった」¹⁴とする。一方で、兼島は、民政府からの干渉について「個々の裁判については**私の知る限りでは**（筆者注：太字強調は筆者）殆どなかったのではと思う」¹⁵としつつも、自らが担当した事件について、「当時の民政府の法務部長から…（中略）…抗議めいたことを言ってきたことがあった」¹⁶エピソードを明かしている。

上記の記述からは、兼島はあくまで裁判に対する民政府の介入は極めて例外的であったことを強調しているように思えるが、兼島が属していたような下級審での個々の裁判についても民政府が介入している事例があることからすると、より政治的な判断を迫られることもあるだろう上級審、即ち上訴裁判所に対して民政府が何らの介入もすることがなかったとはとても考えられない。後述するが、しかも上訴裁判所裁判官の人事権は民政府に握られているのである。

上訴裁判所の裁判移送に関する逡巡は、沖縄世論の大きな不信を招き、結果として上訴裁判所の長である仲松らの辞意表明を引き起こすこととなった。当時、琉球政府主席の地位にあった松岡政保は、後にこの裁判移送問題について、「『司法当局が主張すべきことを主張して、重大決意であたれば、移送命令の発動はくい止められたかも知れない』と内心では考えていた」¹⁷と記している。

5. ワトソン高等弁務官が裁判移送をリードしたのか

では、いったい、なぜこのような裁判移送命令が出されるに至ったのか。大田は、この裁判移送問題の背景として、従来から指摘されている、琉球政府裁判所の布令審査権を認めることは民政府として容認できなかったという点に加え、移送の対象となった裁判の1つである、いわゆるサンマ裁判については琉球政府の財政問題が絡んでいることを指摘している¹⁸。慧眼といえよう。しかし、筆者は、まずは、この前者の布令審査権に関わる問題が民政府をして裁判移送命令を発動させる大きな要因となったのではないかと考える。この点については後述する。

大田は、「ワトソン高等弁務官にとって、『裁判移送』問題は、おそらく彼の在任中の悪夢にも等しい事件だったにちがいない。というのは、この事件が巻き起こした波紋は、彼の思いも及ばぬほど大きなものがあった。その点からすれば、彼は完全に見通しを誤ってしまったことになる」¹⁹とする。このような大田の分析は正しいと考えるが、一方で、筆者は、この裁判移送命令はワトソンが主導する形で行われたとは考えない。高等弁務官の命令である以上、ワトソンが最終的に判断・決裁したのは間違いないだろうが、ワトソンは部下が持ってきた案件をよく理解せずに了承してしまったのではないだろうか。

その1つの根拠は、ワトソンの経歴である。ワトソンは、陸軍士官学校を卒業した生粋の軍人であり、野戦砲学校に学び戦場での経験豊富な砲兵の専門家であった。その意味で、弁護士資格を有した弁護士としての実務経験を有するが、陸軍士官学校を卒業したものの戦場の指揮官としての経験がない前任の高等弁務官のキ

ヤラウエイとは対照的であった。一方でワトソンは、複雑な法律問題を扱うようなポストに就いた経験は見当たらない。布令審査権の有無などという純粋に法学的な議論が必要な問題について彼がリードしたとはとても考えにくい。

そして2つには、現地紙記者らによるインタビューにおける応答からみるワトソンの姿勢である。ワトソンは、この裁判移送問題が明るみに出た段階では米国に出張しており、インタビューは沖縄の世論がまさに沸騰した段階となつて、帰路に経由した東京及び帰沖直後の嘉手納空港で受けたものであった。

まず、東京での琉球新報記者の「…裁判についてあなたが琉球政府上訴裁から米民政府裁判所に移管命令（筆者注：移送命令）をだしたねらいは何か」との質問に対して、ワトソンは「簡単なことで、米民政府裁判の方が適当だと思ったからそうしたまでだ」と答え、また「しかしそうした処置は、自治権の拡大をのぞむ住民の意向に逆行するものだと批判が強いが」との質問に対しては、「とにかくわたしの考えでした。米民政府の方がより適切だと思うからそうしたまでだ」と同様の答えを繰り返している²⁰。

次に、嘉手納空港に到着した際に内外記者団を前に行った会見では、「(友利、サンマ事件の米民政府裁判所移送問題は住民の批判をかかっているとの質問に) 行政命令にもとづいて友利、サンマ事件が上訴裁から米民政府裁判所へ移送されたのは適法な手続きによる適法な処置である。批判というがこれはわたしの意見とは一致しない。重大な責任があり責任のある立ち場(ママ)の意見は慎重さを要求される。移送命令は、何人が関係しているかは重要ではなく、それに含まれる原理が重要である。高等弁務官の命令は、適法なものでありこの適法性は重要である。更に(中央巡裁の判決がでる段階でなぜ

移送命令がでなかったかの質問に) 時期は重要でなく²¹、これとは無関係に移送された。もし上訴裁の判決後に移送命令が出されると同裁判所を批判する結果を招くことになる。これはわたしの欲するところではない」と発言したと沖縄タイムスは伝えている²²。

さて、ワトソン不在中の前日に、リックス民政府法務局長は裁判移送に関して記者会見し、「両事件とも布令の効力について判断が求められており、この判断は合衆国の利益に重大な影響を持つものである。これまでは事件の審理上、派生する布令解釈の問題で、布令に相反する見解をとっていた事件も二、三件あったが、具体的に真正面から布令審査について判断を下すのは初めてである。このため上訴裁がどのような判断を下そうと当事者の一方は米政府（筆者注：民政府裁判所のことか）に上告できるし、上訴裁の判決前に米民政府裁判所に移管（筆者注：移送）したのは時間の節約である。米民政府裁判所は民事、刑事のほとんどの事件を琉球政府裁判所に移管しているが、琉球政府裁判所はすばらしい成績でこれを処理している。両事件の移送について琉球政府裁判所の能力を疑っていると解釈してはならないし、また司法自治の縮小ではない」とのコメントを出したとされている²³。

ワトソンの応答は様々な解釈ができようが、上記のリックスのコメントと比較すると、東京での現地紙記者によるインタビューの際のコメントは、何も言っていないに等しい。筆者は、ワトソンはこの問題について語るべき知識をほとんど持っておらず、いわば不意打ちを受けた形となってこのような答えしかできなかったのではないかと疑っている。一方、東京経由で帰沖する間に、おそらくこの問題が予想外に大きな問題となる可能性があること等を沖縄の現地

から連絡を受け、次に嘉手納基地で行われた会見では、現地の「振付け」、即ち現地が用意した原稿の通り発言したのではないだろうか。こう考えると、ワトソンは米国出張前に本件について部下から説明を受けたにしても、大した問題であるとは考えておらず、深く考えてはいなかったのではないか。その意味で「この事件が巻き起こした波紋は、彼の思いも及ばぬほど大きなものがあった」という先述の大田の分析はやはり正しいだろう。

さて、嘉手納基地での会見においては、「もし上訴裁判所の判決後に移送命令が出されると同裁判所を批判する結果を招くことになる。これはわたしの欲するところではない」との発言が注目される。先に述べたように、もし民政府側が上訴裁判所に圧力をかけていたとすれば、この理屈をおそらくは用いていたであろうからである。即ち、民政府側が「上訴裁判所の判決後に高等弁務官の移送命令が出されると、上訴裁判所の権威は失墜するが、それでもいいのか」と上訴裁判所側に伝え判決内容の変更を迫っていた可能性である。はからずも民政府側の考えが見えたワトソンの発言であったと言えるのではないだろうか。

6. 佐藤—ラスク会談と陸軍省高官の来沖

沖縄で裁判移送についてそれを強く批判する世論が大きく盛り上がっていることは、米本国にもすぐに伝わったとみられる。太平洋地域視察の途中に沖縄を訪問するという形で、6月28日にはマクギファート陸軍次官が来沖し、4日間にわたり、ワトソン高等弁務官、ワーナー民政官、松岡主席、長嶺立法院議長、仲松上訴裁判所首席判事らと会談したことが報道されている。個々の会談の中で裁判移送問題についてど

のようなやりとりがあったのかは不明であるが、マクギファートは「ワトソン高等弁務官と話し合っていないが、ワシントンにも報告があると思う。この報告をもとに検討されると思う」²⁴と米本国政府が介入する可能性について政党代表との会見で発言しており、また、ワトソン高等弁務官も、先立つ同月25日の段階で、時間がかかるかもしれないとしつつも、「ワシントン当局が、その内、何らかのコメントをするかもしれない」と長嶺立法院議長との会談で発言している²⁵。これらの発言は、少なくともこの問題がワシントン、即ち米本国が取り扱うべき問題となったことを示唆している。したがって、同陸軍次官の訪沖が、米本国による急遽の現地調査という意味あいをも持っていたことは間違いないだろう。

一方、日本本土では、日本貿易経済合同会議に出席するため、ラスク米国務長官が来日することになっていた。本土の世論でも裁判移送への関心が高まったことや国会でもこの問題が取り上げられた²⁶ことなどの結果、佐藤栄作内閣総理大臣は、この問題をラスクとの会談で取り上げざるを得ない状況に追い込まれていく。佐藤は、基本的には、沖縄現地の問題であり、本土政府は介入しないという姿勢を公式に取っていたが²⁷、同年7月7日に行われた佐藤—ラスク会談では、結局、この問題についてやり取りがなされることになった。会談後の橋本登美三郎官房長官によるプレス発表では、「沖縄の裁判権について首相から解決に配慮されたいむね、意見が述べられた。これに対し、ラスク長官は『この問題についてはよき解決策があると考え、目下検討中である』との回答があった」とされている。

さて、この佐藤—ラスク会談の模様については、会談に同席した在日米国大使館のザーヘレ

ン参事官が作成したとみられる会談内容についてのメモが残されている。以下はその関係部分である²⁸。

- 1 佐藤氏は、沖縄に関して取り上げるべき小さな問題があると述べた。沖縄の人々の協力が必要である。小さいらつかせる(irritant)問題が起こっており、それは総理大臣が何らかの公式の抗議を行うことを欲するようなものではないが、人々の協力を妨げるものであると考える。問題とは、琉球から米国へと2つの裁判事件を移送するものである。
- 2 国務長官は、この問題については、既にライシャワー大使と話したと述べた。ワシントンに戻ったらよく調べてみたい(would look into it)。問題をうまく処理するよう努力するより通常はもめごとを防ぐ方が重要であるので、このようないらつかせる問題が起きたのは残念である。(以下略)

橋本官房長官がプレスに発表した、ラスクが発言したとされる「この問題についてはよき解決策があると考え、目下検討中である」という言葉と在日米国大使館の会談同席者のメモとではかなり表現に差があるが、いずれにせよ、ラスクが、佐藤が慎重ながらも投げた「ボール」を受け止めたのは事実であろう。そして、注目されるのは「問題をうまく処理するよう努力するより通常はもめごとを防ぐ方が重要であるので、このようないらつかせる問題が起きたのは残念である」との言い方である。ラスクは佐藤との会談前にライシャワー駐日米大使から本件について説明を受けている。ライシャワーが前任の高等弁務官であるキャラウエイと犬猿の仲

であったことは当時公知の事実であったが、ライシャワーは後任のワトソンとも良好な関係を築いてはいなかった²⁹。このラスクの発言は、ライシャワーの説明を受けたラスクが、民政府あるいはワトソンに対して暗に不快感を吐露したものと理解できるのではないだろうか。国務省は外交を所管しており、軍とは違い、何らかの問題が発生した場合に、まずは二国間関係への影響を第一に考えるべき存在である。一方で、沖縄の軍事的重要性については、米国の国益追求という観点から、軍との間で基本的認識について大きく齟齬はない³⁰。ライシャワーとラスクは沖縄現地の民政府が沖縄住民との間で起こさなくてもいい余計なもめごとを起こしたという認識を持ったと考えられる³¹。

この会談後に、沖縄には移送命令の撤回についての期待が高まっていくが、前記のマクギファート陸軍次官に続き、同月26日にはホルト陸軍次官補が来沖し、5日間にわたり沖縄各界の要人と会談を行った。沖縄での滞在中に、この問題の具体的解決策に言及することはなかったが、ホルト自身が仲松上訴裁判所首席判事との会談で「裁判移送問題についてはこんどの来島目的の一つでもあり、じゅうぶんに検討したい」と発言し、また長嶺立法院議長との会談では「滞在中にこの問題についてはできるだけ詳細に調査検討し、本国に報告、善処していきたい」と発言したことが報道されており、明らかに、このホルトの来沖は「裁判移送問題を中心とする現地の実情調査を目的」³²とするものであった。おそらくは、佐藤—ラスク会談の後、国務省側から陸軍省側に何らかの働きかけがあったのではないだろうか。更に想像を重ねることにはなるが、このホルトの沖縄出張は、沖縄の要人との会談を通じて「落としどころ」を探るものであった可能性もある。なお、仲松との

会談では、1 現行裁判所の二審制から三審制への変更、2 上訴裁判所判事及び首席判事の任命権を民側（筆者注：琉球政府側）に委譲、3 布令・布告に対する法令審査権を琉球政府裁判所に付与するための大統領行政命令の改正、4 裁判所予算の独立性確保、の4点について仲松が要望したことが、仲松からマスメディアに対して明らかにされている³³。そして、これらの要望のうち、上訴裁判所判事の任命権については、68年1月1日の裁判所法施行に伴い、上訴裁判所が高等裁判所とその名称が変更され、琉球政府主席に移ることとなる³⁴。

7. ワトソンの「更迭」と判事の任命

上述のように、佐藤—ラスク会談の後に、裁判移送の撤回に関する沖縄の期待は高まることになったが、一時のラッシュともいえる報道は落ち着きを見せ、米国側が本問題に対してどのように対応するのか、沖縄側が見守るような状態が続いた。その中で、同年9月28日、事態はまた大きく動き出す。ホワイトハウスがワトソン高等弁務官の辞任とその後任にアンガーが就任する旨発表し、また同日、民政府が移送された2つの事件を民政府裁判所において審理するため、3人の判事を新たに任命したことを明らかにしたのである。現地紙は、この発表に関して記者会見を行ったエバンズ民政府広報局長の発言を次のように報じている。少し長いが、以下引用する³⁵。

一、高等弁務官は、裁判にたいしてなんらの影響力を持たず、判事にたいしてなんらの指示も与えていないし、将来とも与えることはなく、またそのようなことを行なう権限を持たない。たとえ、高等弁務官がこのような

ことをしようとしても判事はそれを拒否する権利と義務を持っている。これら判事の任命をもって、高等弁務官は、これら事件の扱い方について、なんらコントロールしないし、裁判所が判決を下すまでは、ワシントン政府と高等弁務官は、何らの行政上ないしは司法上の措置をとらない。

一、移送された二つの事件が民政府裁判所でいつから審理開始するかは、判事自身によって決められる。しかし裁判はたいしたおくれをみせずに行われよう。裁判開始の日取りについての判事の決定は、裁判所書記から両事件の弁護人側に通知されることになろう。両事件の当事者（原告）が、民政府裁判を不満として出廷しない場合は、どのような措置がとられるか不明だが、これは審理の段階で判事が判断することである。

一、客観性の完ぺきを期するために、高等弁務官は資格のある沖縄在住の米人法曹人よりは、むしろ、弁務官と公務上、なんら関係のない日本在勤の資格ある法律家を判事として選任した。ワシントン当局は、この裁判移送問題のすべての面で知らされており、大統領行政命令の規定にもとづいてとられたこの措置をワシントン政府は完全に支持しており、ワシントンの指示によってなされたものと理解してよい。

一、三人の判事が任命されたという今度の措置が、ワシントン政府で検討された結果によるかどうかは、事実が物語っている。ワトソン高等弁務官が、さきに立法院議員にたいして、裁判移送問題はワシントンで検討中であると語ったこととなんら矛盾するものではないと思う。

一、二つの裁判は、まず民政府民事裁判所で審理され、その判決に不満であれば、事件

の当事者は、さらに民政府上訴裁判所に控訴することができる。しかし民政府上訴裁判の判決は最終的なものであり、これをさらに米本国の上級裁判所に提訴することはできない。

一、二つの裁判事件を民政府裁判所に移送した高等弁務官の措置の合法性については、なんら異論はなかった。両事件とも布令の効力にかんする事柄であるので、合衆国にとって直接関心を有する性質のものである。琉球における合衆国の行政上のすべての公式行為の妥当性および合法性は米当局だけが正当にその審査にあたるのである。このような権限は、これまで琉球政府裁判所に委譲されたことはないし、事実また、高等弁務官はこの権限を委譲する許可も与えられていない。したがって、琉球政府裁判所は事件を移送したために、移送以前に持っていた権能や権限をいささかも失ったことにはならない。

このワトソンの辞任と民政府の広報担当者が判事任命に関して語ったとされる内容は様々な点で興味深いものを含んでいる。

まず、注目されるのは、ワトソンの辞任と民政府裁判所の判事任命が同じタイミングで発表されたことである。

ワトソンは在任が2年1月という短期間ではあったが、ワトソン以前に3年を超えて在任した高等弁務官は前任のキャラウエイしかおらず、そういう意味では、必ずしも異例のものではない。ただ、同じ日にワトソンの辞任と裁判移送問題を担当することになる判事の任命が併せて発表されたことについては、何らかの意図があることは間違いないだろう。このように同じ日の「辞任」と「任命」という形を取ったのは、判事任命はあくまで高等弁務官の権限に属する³⁶ので任命は行うが、任命してからすぐ任

命者が辞任すれば、任命者である高等弁務官から判事への圧力は生じない、という「ポーズ」が取れるからではないかと考えられる。司法は中立公正であるべきだという信念を沖縄の人々もまた広く保持していることを米国側が改めて認識した結果であるともいえるだろう。

2つは、判事の人選である。「資格のある沖縄在住の米人法曹人」ではなく、「なんら関係のない日本在勤の資格ある法律家を判事として選任した」というのも裁判の公正性をアピールする狙いがあるだろう（もともと、沖縄の民政府には判事の適任者がいなかったということもいわれている³⁷）。

3つは、今回の決定が、米本国主導で行われたことを明確にしたことである。「ワシントンの指示によってなされたものと理解してよい」との担当者の発言通り、おそらくは、これらの決定の全てはワシントンで意思決定がなされたものであろう。上述したように、沖縄の世論が沸騰し、また特に佐藤—ラスク会談でラスクが「ボール」を受け止めた後は、実質的に、民政府はこの裁判移送問題について当事者能力をほぼ失ったとみてよいのではないだろうか。

ただ、最後に、裁判移送に関して民政府が改めてその正当性を主張したことは³⁸、ある意味、民政府が「意地」を見せたものともいえよう。

なお、「いつから審理開始するかは、判事自身によって決められる」としながらも「裁判はたいしたおくれをみせず始められることになろう」とし、また更に「両事件の当事者(原告)が、民政府裁判を不満として出廷しない場合」について言及がなされていることは、この段階で今後の裁判の展開について（おそらくは米本国で）相当程度のシミュレーションがなされていたことを暗示している。詳細は別稿に譲るが、実際に2つの裁判のうち、友利裁判では、原告

側は出廷を拒否したまま判決が出されている。

8. 民政府が裁判移送命令を出した背景

さて、ここまでの展開を踏まえつつ、民政府は2つの裁判について、なぜ移送命令を出したのかについて、筆者の推測を交え改めて検討する。

先に大田が、琉球民裁判所の布令審査権を認めることは民政府として容認できなかったという点に加え、移送の対象となった裁判の1つである、いわゆるサンマ裁判については琉球政府の財政問題が絡んでいることを指摘していることに触れた。筆者は、この大田の見解に基本的に賛同するが³⁹、友利裁判については財政問題と関係ないわけであり、前者の琉球政府裁判所の布令審査権を認めることは民政府として容認できなかったという点がやはり大きい理由ではなかったかと考える⁴⁰。そして、筆者は、なぜ布令審査権を認めることを民政府が容認できなかったかについては、前任のキャラウエイ時代から、場合によっては、米軍統治が始まってからの米国（米軍）の琉球政府、広く沖縄へのまなざしが背景にあるように分析している。

前任のキャラウエイ高等弁務官の時代は、その統治政策の強引な進め方から、「キャラウエイ旋風」の名で知られ、キャラウエイは、沖縄戦後史においてある意味「悪名」が高い人物である。そしてそのキャラウエイについて語る時、必ず引き合いに出されるのが、1963年3月5日、那覇市内のハーバービュー・クラブで開かれた金門クラブの定例夕食会での演説、いわゆる「沖縄自治の神話」と呼ばれるものである。

このキャラウエイの演説は、その意味について様々な解釈がなされているが、大田は、キャラウエイ演説の「現在の時点では自治は神話で

あり、存在しない。そして諸君琉球住民が、みずからの自由意思によって今一度独立した国民国家をつくり上げることを決定しない限り、将来も自治は、実在しないだろう」というくだりの前半部分だけに目を奪われがちであるが、「彼がそこで力点を置いたのは」、「後半部分だったのである」とし、「琉球政府は、提供された権力を躊躇なく取り入れたが、これまでいくどとなく同政府に委任された責任を受諾しなかった」という言葉を取り上げながら「このような発言は、まさに最高権限の持ち主が、琉球政府に突き付けたいわば不信任宣言にも等しいとみてよからう」とする⁴¹。筆者も、この大田の指摘は妥当だと考える。そして、キャラウエイは、琉球政府の行政部門及び立法部門への容赦ない批判に加え、司法部門についても「その義務と責任の性質上、自らの責任を引き受け、その責任に見合った達成を成し遂げた最良の記録を持っている」としながらも、「法の前に迅速を旨とすべきところに遅延する例が見られ、また、法曹関係者⁴²の職業的水準が人々が期待するものより低いことを容認している」と批判を行っている⁴³。

ともすれば、この「沖縄自治の神話」の演説内容はキャラウエイの独自の見解として理解されがちであるが、筆者は、あえてこのような表現を用いて公の場で発言するかどうかは別としても、キャラウエイの発言内容の相当部分は民政府内部において広く共有されたものではなかったかと考える。言い換えるなら、本稿に関して言えば、民政府側に琉球政府の司法部門の活動に対する不信や軽侮があったのではないだろうか。そうだとすれば、民政府が、そのような「劣っている」琉球政府の司法部門を、先進国たるにふさわしい法文化や専門の人材を備えている（と自負しているであろう）米国（民政府）側

が教育・指導する立場に立っているのだ、と考えてもおかしくはない。

布令は言うまでもなく、民政府のトップにある高等弁務官名によって出されるものであり、立法や廃止の過程において琉球政府側の容喙を許さないものであった。それに対し、まさに具体的事件の審理過程において「職業的水準」が「人々が期待するものより低い」法曹関係者からなる、民政府側に指導される側だと民政府が考えているだろう琉球の司法部門が、民政府の出す布令の審査権を行使しようとしているということは、それが正しい認識に基づく感情かどうかは別として、民政府のおそらくは布令の立案・審査を担当したとみられる法務部門のプライドを傷つけるものであった可能性がある。

先述したように、行政命令第10節b項(1)は「高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる」とされており、また、同節d項(2)において、「琉球政府の最高の裁判所が裁判権を有し、当該裁判所において裁判がなされた民事及び刑事事件」について、一定の場合には民政府上訴裁判所に上訴できるとされているため、これらの規定がある限り、たとえ布令審査権を琉球政府裁判所に認めたとしても、「実害」は生じない。民政府上訴裁判所を琉球政府裁判所の上級審と見立てれば、下級審でどんな判断が下されるとしても、高等弁務官自らが人事等の手段である程度コントロール可能な民政府裁判所に最終判断の権限が担保されているならば、問題は生じ

ないはずなのである。そのような意味では、「メンツ」という言葉をどう定義するかはあるが、例えば「米民政府はそのメンツを捨てて移送命令の撤回に踏み切るべきではないか」との現地紙の社説の主張⁴⁴にあるように、やはり民政府の「メンツ」に関わる問題が根本にあったと考えるのが自然であろう。

9. なぜ「裁判移送」という手段でなければならなかったのか

さて、ここで一つの疑問が浮かぶ。琉球政府裁判所の布令審査権を認めることができなかったというのが、民政府が裁判移送を行った主たる動機であったとしても、上述したように、大統領行政命令は、第10節d項において琉球政府上訴裁判所の判断に不服がある場合、民政府上訴裁判所に上訴できる途を開いている。たとえば、琉球政府上訴裁判所が中央巡回裁判所の判決を是認し、琉球政府が敗訴する判決を出したとしても、民政府が琉球政府に上訴するよう促せば(圧力をかければ)、事件は民政府上訴裁判所において審理される道筋もあるはずである。にもかかわらず、民政府が琉球政府上訴裁判所の判決が出る前に裁判移送という強硬手段に出たのはなぜだろうか。

これは、行政命令第10節d項(2)の規定が関わっていると筆者は考えている。同項は、民政府上訴裁判所に上訴できる場合として、(i)「琉球政府の最高の裁判所の裁判と民政府の最高の上訴審裁判所の裁判が相反する場合」又は、(ii)「条約、合衆国議会の法律、合衆国大統領の行政命令又は高等弁務官の発する布告、布令若しくは命令の解釈を含む合衆国法、外国法又は国際法の問題について当事者から上訴のあつたとき」等としている。本件の2つの裁判

は過去に民政府で裁判されたものではないため (i) に該当するものではなく、上訴の理由は (ii) によるしかないが、この規定は、後に民政府民事裁判所における判決において示されているように、「琉球政府裁判所の布令審査権」を間接的に認めたものとも解されるものであった。即ち、この規定は、その文言を素直に読めば、民政府上訴裁判所が審理を行う前に「条約、合衆国議会の法律、合衆国大統領の行政命令又は高等弁務官の発する布告、布令若しくは命令の解釈を含む合衆国法、外国法又は国際法の問題」が琉球政府裁判所において審理されていることが前提の規定であると考えられるのである。

琉球政府（そしてその後ろに控えている民政府）からすれば、琉球政府裁判所に布令審査権がないと中央巡回裁判所や上訴裁判所において主張している以上、この第10節 d 項 (2) (ii) により民政府上訴裁判所に上訴した場合には、「論理矛盾」であるとの批判を招きかねないものであった。

おそらく、民政府はこのことに気づき、琉球政府上訴裁判所の判断を圧力により変えさせるか、民政府上訴裁判所への上訴という手続によらずに民政府裁判所に審理させるしかないと考えたのではないだろうか⁴⁵。

以上の通り考えると、民政府は、琉球政府裁判所の布令審査権を否定するために、行政命令第10節 d 項の関係規定を民政府裁判所の判決により事実上変えるか又は死文化させようと企図していたとも推測できる。行政命令の立法過程については明らかになっていないが、上記の関係規定の文言から判断するに、琉球政府の各裁判所に事実審と法律審の役割を、また民政府上訴裁判所に基本的には法律審的な役割を担わせようとしたのが立法意思ではなかったかも

考えられる。

しかし、民政府は、先に述べたように、琉球政府の司法を信用していなかったため、この行政命令の規定をそのままに適用することには強い抵抗があった可能性がある。裁判移送は、行政命令の規定が沖縄の現実に適合していないという民政府の不満がまた背後にあったとも考えられるのではないだろうか。

10. 米本国はどう考えたのか

筆者は、以上みたようにこの裁判移送問題は、民政府のいわば「暴走」によって引き起こされ、米本国政府によってトラブルシューティングされた事件であると考えられている⁴⁶。

では民政府の中で具体的に誰がこの問題に大きく関わったのか。あまり確証のない推測にはなるが、筆者は、中心人物は移送命令について仲松上訴裁判所首席判事とやりとりをし、また、移送問題について沖縄の世論が沸騰した際に記者会見を行ったリックス民政府法務局長ではないかと考えている。そしてその補佐役はリックスの後任となったアイゼンスタイン副局長であろう。アイゼンスタインは、裁判移送後の民政府民事裁判所における判決後にその発言でまた物議をかもしことになるが、それについては、別稿で触れることになろう。

上述したように、米本国（少なくとも国務省はそうであろうし、陸軍省もそうであった可能性がある）にとっては、この問題はベトナム情勢の緊迫化⁴⁷に伴い後方の兵站・補給基地等としての重要性が高まりつつあった沖縄について、その「軍事的必要」を満たす上では余計なもめごとであったと考えられる。

これも述べた通り、ワトソンの辞任はその在任期間からすれば、そう異例ではないが、裁判

移送に係る判事の任命と同じ時期に行われる形となったことは、ある意味、裁判移送のために「更迭」されたという印象を対外的に与えることになり⁴⁸、ワトソンが辞任後に退役となってこの高等弁務官のポストが最後の顕職であったことも考え合わせると、必ずしも軍人生活の最後を飾るような幸せな引退でなかったと見ることもできよう。

また、リックスは、ワトソン辞任後も引き続きそのポストにとどまっていたが、翌年6月には退任（おそらく退役）し、コロラド州デンバーのフィッツシモンズ総合病院で法務官（法務担当）になったとされる⁴⁹。このリックスの軍から民間への転出がどういう理由からのものかは不明であるが、米本国の裁判移送問題への姿勢を考える上で暗示的であるように感じるのは筆者だけだろうか。

（付記）

本稿は、裁判移送問題の始まりから民政府民事裁判所での裁判官が任命されたところまでを対象としていくつかの点について論じたが、裁判開始後の推移と民政府民事裁判所の下した判決の内容及びその判決に対する評価等は別稿で論じる予定である。

また、本稿は、基本的には民政府や米本国の動きを中心に記述したため、裁判移送問題に関する沖縄各界の反応や動きについてはほとんど触れていない。この点については、小林武「琉球政府期における「裁判移送」事件」（愛知大学法学部法経論集204号 2015年）が関係資料を詳細にまとめており、参照すべき貴重なものとなっている。

注

- 1 以下、随時引用する大統領行政命令10713号の日本語訳は沖縄県公文書館所蔵資料によった。
- 2 裁判の全体像については、様々な観点からの多くの先行研究があるが、本稿ではその中で「沖縄大百科事典 中巻」（沖縄タイムス社 1983年）中「裁判移送問題」、「サンマ裁判」及び「友利裁判」（いずれも金城秀三執筆）、中原俊明「六〇年代の裁判移送問題にみる法文化摩擦」（照屋善彦・山里勝己編「戦後沖縄とアメリカ 一異文化接触の五〇年一」（沖縄タイムス社 1995年）32p～56pの内容を基に記述している。
- 3 上訴裁判所には、琉球政府上訴裁判所と民政府上訴裁判所がある。本稿中で単に「上訴裁判所」としている場合には、全て琉球政府上訴裁判所を指す。
- 4 朝日新聞 1964年（昭和39年）7月30日。
- 5 宮里政玄著「日米関係と沖縄1945-1972」（岩波書店 2000年）236p。
- 6 垣花豊順「米国の沖縄統治に関する基本法の変遷とその特質」（宮里政玄編「戦後沖縄の政治と法—1945—72年」東京大学出版会 1975年）345p。
- 7 垣花前掲論文347p。なお、岩垣真人は「アメリカ支配下での沖縄の統治構造と法制度」（沖縄大学法経学部紀要 28号）において、この垣花の表現を「鋭利に本質を突く分析」（7p）とするが、筆者も共感する。
- 8 前田武行「占領下の法制」（宮城悦二郎編「復帰20周年記念 シンポジウム 沖縄占領～未来へ向けて」ひるぎ社 1993年）338～339p。
- 9 大田昌秀著「沖縄の帝王 高等弁務官」（朝日文庫版 1996年）26p。
- 10 大田前掲書17p。
- 11 民政官は、高等弁務官に次ぐ民政府のポスト。キャラウエイ高等弁務官時代から文官が任命された
- 12 沖縄タイムス1966年6月21日3面など。
- 13 兼島方信著「苦悩する裁判官」（那覇出版社 1998年）174p。
- 14 兼島前掲書 176p。
- 15 兼島前掲書 179p。
- 16 同上
- 17 松岡政保著「波乱と激動の回想 =米国の沖縄統治25年=」（自費出版 1972年）219p。
- 18 大田前掲書324p～328p。
- 19 大田前掲書317p。
- 20 琉球新報1966年6月18日1面。
- 21 これについては、1966年6月22日に行われた沖縄法曹会のワーナー民政官への申し入れに対し、ワーナー民政官が「たしかにタイミングは悪かったかも知れない」と語ったと報道されている（1966年7月23日琉球新報7面）。推測にはなるが、「巡回裁判所の段階で移送命令を出す、ことが全て明るみ

- に出て世論が強く反発するなど(民政府にとって)好ましい展開にならない恐れがあるが、上訴裁判所なら与しやすい」という考えが民政府側にあった可能性も否定できないのではないかと。
- 22 沖縄タイムス1966年6月18日夕刊1面。
- 23 琉球新報1966年6月17日1面
- 24 琉球新報1966年6月29日1面。
- 25 琉球新報1966年6月26日1面。
- 26 1966年6月25日衆議院予算委員会における勝間田清一(社会党)の質疑、同年6月30日の参議院決算委員会における岩間正男(日本共産党)の質疑など。
- 27 前記の1966年6月25日衆議院予算委員会における勝間田清一(社会党)の質疑に対して佐藤は、「…理屈よりも、こういう事態が起こったということをおはまことに困った問題だと、かように思っております。できるだけ早く円満に現地において解決ができるように、これを心から望んでおる、いましばらく推移を十分注視したい、かように思っております次第であります」と答弁している。
- 28 MEMORANDUM OF CONVERSATION (「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第8巻」(柏書房 2002年) 193p。以下英文資料の日本語訳は筆者による。
- 29 ワトソンは前述の通り、裁判移送命令が明るみに出た際は米国に出張しており、東京経由で帰沖したが、立ち寄った東京ではライシャワーと会談している。「6月17日の高等弁務官の東京での途中降機の際に、大使と将軍は調整の基本原則を議論する機会を持った。両者は、大使館の考えるところでは、この問題について合意に達している。大使館はゆえに、問題は解決され、報告することもなく、更なるアクションも必要ないと思料する」とのライシャワー大使名での本国への電報が残されている(「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第8巻」(柏書房 2002年) 185p。このような両トップの会談があて持たれたことは、それまでの間に、大使館と民政府の間に様々な不協和音が存在したことをうかがわせる。
- 30 例えば、1966年12月のラスクの日本訪問に関するラスクへの説明資料(SECRETARY'S ASIAN TRIP December 1966 Visit to Japan)には、日本とのやり取りの際の答えぶりとして「我々は日本政府が極東の安全のために沖縄における米軍基地が大きな重要性を認識していることを承知している。米国と日本の利益にとってこの基地が効果的に維持されることは不可欠である」などと書かれている(「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第9巻」(柏書房 2002年) 303p。なお、この資料の作成は同年12月1日付であるが、裁判移送問題に関しても触れられている一方、翌2日にあると見込まれていた判決の見通しについて何ら言及はなく、原告敗訴の場合には、「政治的な波紋」(political fall-out)があるかも知れないとするのみである。したがって、国務省は判決の見通しについて知らなかった可能性が高い。
- 31 在日米国大使館のエマーソン駐日大使代理(公使)は、1966年7月21日に安井総務長官から裁判移送問題に関し善処の要望を受けたが、現地紙はこの際のエマーソンの回答について「米側は本土政府の憂慮しているほど住民動向を深刻に受け取っていないし、布告の審査権を沖縄側に譲歩する考えもないことが明らかになった」と酷評した(琉球新報1966年7月22日1面)。一方のエマーソンは、裁判移送問題について、同年9月2日の国務省あて公文で「(この裁判移送については)行政命令の下では合法的であり問題とならない。しかし適切であったかどうかは主観的な判断であり、大使館も国務省も、大使館が承知する限り事前に相談を受けていない」と民政府側に対する不満を露わにしている。更に9月13日の公文では、裁判官の任命など琉球政府の「自治」の強化策は、「日本では裁判移送問題の解決策ではなく別問題であると考えられており」、また「日本人に本当に評価される唯一の解決策は琉球政府裁判所に裁判を戻すこと」であると大使館の見方を示し、「琉球の内政に関わるものであり、民政府の問題であって大使館に関わるものではない」という立場を日本政府と世論との間で取ってきた」としている。矢面に立つ場面ではその時点で米国の公式の立場を表明せざるを得ず、民政府の後始末をさせられているとのエマーソンの不快感が鮮明に伝わってくる(「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第8巻」(柏書房 2002年) 262p、270p、272p。
- 32 沖縄タイムス1966年7月27日1面。
- 33 同上
- 34 後述する同年9月27日の会見で、エバンズ民政府広報局長は「高等弁務官は、立法院が適当な基本的な裁判所法を制定すれば、布告12号、13号の関連規定を改廃し、琉球政府裁判所判事の任命権を主席にゆだねるつもりである」と発言したと報道されている(沖縄タイムス1966年9月29日1面)。もっとも、それまでの間に判事任命権を琉球政府側に移す方針は高等弁務官から示されていた(琉球新報1966年7月31日1面)。
- 35 沖縄タイムス1966年9月29日1面。
- 36 1958年7月21日公布米国民政府布告第九号には「設立 一、米国民政府民事裁判所(以下「民事裁判所」という。)は、合衆国の市民権を有し、かつ合衆国政府に雇用されている一人又は二人以上の判事から成り、判事は琉球列島高等弁務官の権限によって正式に任命される」と規定されている。
- 37 1966年6月21日の現地紙には、「現在同裁判所(筆者注:民政府民事裁判所)にはアイゼンスタイン

- 判事しかいない」ことが報道されている（琉球新報1966年6月21日1面）。
- 38 例えば、民政府の「広報誌」である「守礼の光」第93号ではこの内容に沿った主張が詳細に示されている（「就任二周年を顧みて」3p及び9p。）
- 39 一方で、「友利裁判」が米国にとってより重要であったとする見解もある。照屋寛之は、なぜ二つの裁判が一緒に移送されたかについて「あくまで私の憶測、私見」と断りながら、米国は「『友利裁判』で友利隆彪が勝訴して議員になることを恐れた」一方で、「サンマ裁判の方はそれほどアメリカに脅威を与えるものでなかった」とし、『友利裁判』と『サンマ裁判』とを一緒にすることによって政治色が薄らぐ、そんな風にアメリカは考えたのではないかと示している（山里孫存著「サンマデモクラシー 復帰前の沖縄でオバーが起こしたビッグウェーブ」（イースト・プレス 2022年）257p。）
- 40 もちろん、友利裁判において友利の当選を阻止し、かつサンマ裁判において琉球政府が徴収した税の還付を防ぐという実質的な理由を隠すため、二つの裁判に共通する裁判の争点である布令審査権の問題をあえて民政府が前面に出した可能性もあり得ないことはない。ただ、筆者は、金城秀三が「琉球政府裁判所が布令審査権を持つことが民政府の権限の篡奪であり、民政府の権威に対する小癪な挑戦であると考えたことは明らかである」（『沖縄人権問題の側面 ―布令審査制成立の過程―』世界1968年10月号93p 岩波書店）とする見方に基本的に同調する。おそらくは、布令審査権の問題に加え、大田が指摘するような実質的な理由も民政府の判断材料としてはあったのだろう。
- 41 大田前掲書250p～254p。
- 42 この部分の原文はattorneysであり、大田は前掲書において「弁護士」と訳している。確かにその可能性もあるが、筆者は、文脈からすると弁護士のみならず、広く判事、検事及び弁護士などの法曹関係者を示していると考えるので、そのように訳している。
- 43 琉球新報の裁判移送問題に関する記者座談会では、記者Dが「しかし、裁判は、わりとしっかりとしているというが、三権のうちでは一番タブー視されているながら案外、質の面で疑問を持っている人もいます。ある人は、いまの判事、弁護士こそ国家試験を経た有資格者でないのにむしろ布令で優遇されている、つまり布令弁護士、布令判事じゃないかと悪口をたたくものもいる（笑い）」と発言している（琉球新報1966年6月24日2面）。沖縄の人々の間にもキャラウェイと同じような印象を持つ人が一定数存在したことがうかがえる。
- なお、裁判移送問題の渦中にあった仲松上訴裁判所首席判事も、大学卒業後に通信省の官吏となったとされているが、司法試験（あるいは高等文官試験司法科）に合格したとの記述は複数の人名録中からは見つからない。
- 44 琉球新報1966年6月23日2面。
- 45 そう考えると、1966年6月16日の記者会見においてリックスが、「上訴裁がどのような判断を下そうと当事者の一方は米政府（筆者注：民政府上訴裁判所のことか）に上告できる」としながらも、「上訴裁の判決前に米民政府裁判所に移管したのは時間の節約である」といささか奇妙で苦しい説明をしていた理由が了解される。
- 46 米本国の陸軍省がこの問題をどうとらえていたかは既存の資料からは判然としないが、先述の通り、問題が明るみに出てから、陸軍省の幹部が急速二度にわたり沖縄を訪れ、改めて調査を行っていることからすると、少なくとも裁判移送命令の発出について事前に民政府側と陸軍省の間で十分な協議がなされていたとは考えにくい。
- 47 米軍による北爆は、前年の2月より開始されており、沖縄の軍事基地としての重要性が高まりつつあることは自明であった。
- 48 実際、ワトソンの辞任を報じた現地紙は、「ワトソン高等弁務官を更迭」との見出しを付けている。ただし、記事では、「今回のワトソン高等弁務官の更迭が、ワトソン高等弁務官の失政によるものか」といって、必ずしもそうではないようだ」ともしている（琉球新報1966年9月28日1面）。
- 49 USCAR 広報局写真資料092（写真番号260CR-55_0606-02）沖縄県公文書館所蔵資料。